

伊勢原市要綱で定める申請書等の押印の特例に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、伊勢原市要綱で定める申請書、申込書、届出書その他の書類(以下「申請書等」という。)への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印の義務付けの廃止)

第2条 伊勢原市要綱で定める申請書等のうち、市長が別に定めるものについては、当該要綱の規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止するものとする。

附 則 (令和3年3月31日告示第69号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。